

2 最近の取引妨害事件

件名 命令年月日	内容
平成30年（措）第12号 株式会社フジタに対する件 平成30年6月14日	株式会社フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した5件の土木一式工事に係る取引において、自己と競争関係にある入札参加者である建設業者とその取引の相手方である農林水産省との取引を不当に妨害していた。
平成27年（措）第4号 岡山県北生コンクリート協 同組合に対する件 平成27年2月27日	取引先が生コンを非組合員から購入した場合には当該取引先との以後の取引条件を現金による定価販売とする旨を決定し、取引先に対してその旨を告知することにより、取引先に非組合員から生コンを購入しないようにさせている。
平成23年（措）第4号 株式会社ディー・エヌ・エー に対する件 平成23年6月9日	特定ソーシャルゲーム提供事業者に対し、GREE（グリーン株）の運営する携帯電話向けソーシャルネットワーキングサービスをいう。）を通じてソーシャルゲームを提供しないようにさせていた。

3 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

○ 不公正な取引方法（昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号）（抄）

（競争者に対する取引妨害）

14 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもつてするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。